

## 【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年 7月 1日

【会社名】 株式会社京都銀行

【英訳名】 The Bank of Kyoto , Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 土 井 伸 宏

【本店の所在の場所】 京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地

【電話番号】 京都(075)361局2211番

【事務連絡者氏名】 執行役員経営企画部長 本 政 悅 治

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内 1丁目 8番 2号  
株式会社京都銀行 経営企画部 東京事務所

【電話番号】 東京(03)6212局3813番

【事務連絡者氏名】 経営企画部 東京事務所長 多 田 明 充

【縦覧に供する場所】 株式会社京都銀行 大阪営業部  
(大阪市中央区高麗橋 2丁目 2番14号)

株式会社京都銀行 東京営業部  
(東京都千代田区丸の内 1丁目 8番 2号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

## 1 【提出理由】

2022年6月29日開催の当行第119期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2 【報告内容】

### (1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年6月29日

### (2) 当該決議事項の内容

#### 【会社提案】

##### 第1号議案 剰余金の処分の件

###### 1. 期末配当に関する事項

当行普通株式1株につき金65円

###### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

###### (1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 6,000,000,000円

###### (2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 6,000,000,000円

##### 第2号議案 定款一部変更の件

株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定める規定の新設など所要の変更を行う。

##### 第3号議案 取締役8名選任の件

取締役として、土井伸宏、岩橋俊郎、安井幹也、幡 宏幸、奥野美奈子、小田切純子、大藪千穂および植木英次を選任する。

##### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、出水 順を選任する。

#### 【株主提案】

##### 第5号議案 剰余金の配当（特別配当）の件

当行が提案した剰余金の処分に係る議案に基づく普通株式1株当たり配当金（もしあれば）に加えて、特別配当として当行普通株式1株当たり132円を配当する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

議案	賛成	反対	棄権	賛成率	決議結果
<b>【会社提案】</b>					
第1号議案	683,132個	4,641個	0個	99%	可決
第2号議案	687,640個	133個	0個	99%	可決
第3号議案					
1. 土井伸宏	492,262個	195,503個	5個	71%	可決
2. 岩橋俊郎	586,653個	101,119個	0個	85%	可決
3. 安井幹也	588,703個	99,069個	0個	85%	可決
4. 幡 宏幸	588,701個	99,071個	0個	85%	可決
5. 奥野美奈子	632,636個	55,136個	0個	91%	可決
6. 小田切純子	595,577個	92,196個	0個	86%	可決
7. 大藪千穂	639,561個	48,212個	0個	92%	可決
8. 植木英次	600,403個	87,368個	0個	87%	可決
第4号議案	687,618個	155個	0個	99%	可決
<b>【株主提案】</b>					
第5号議案	176,462個	511,290個	5個	25%	否決

(注) 各議案の可決要件は、次のとおりです。

- ・第1号議案ならびに第5号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成です。
- ・第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
- ・第3号議案ならびに第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立した（株主提案議案については会社法上否決されることが明らかになった）ため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。